

佐賀県告示第 196 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

令和 6 年 9 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

指定番号	区域		埋立地の区分
	所在	地番	
24	佐賀市大和町大字松瀬	4312 番の一部 4314 番の一部 4315 番 2 4342 番 3 の一部 4342 番 34 の一部 4342 番 34 地先の一部 4342 番 69 の一部 4342 番 80 の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 12 条の 31 第 2 号に規定する埋立地
25	佐賀市富士町大字鎌原字山頭	1554 番 1 の一部 1576 番 3 の一部 1577 番 1 1577 番 5 の一部 1579 番の一部 1580 番の一部 1581 番の一部 1584 番の一部 1595 番 13 の一部	
26	武雄市朝日町大字中野字戸坂	8043 番 9 8057 番 3 の一部 8057 番 3 地先の一部	